

---

---

# キャッシュレス取引判例研究会〈第2期〉 の成果の公表にあたって

山本 豊

キャッシュレス取引判例研究会座長  
京都大学名誉教授

本研究会が発足し、第1期の成果を本誌9号に掲載してから、約1年ほどの期間が経過した。裁判例の集積状況等を踏まえ、このたび、平成31年・令和元年から令和2年3月までの間に下された裁判例を研究対象として、第2期の成果を公表する運びになった。

研究会の趣旨や方針については、本誌に掲載した発足に当たっての文章（「キャッシュレス取引判例研究会の発足にあたって」本誌9号6頁）において、「時流に乗らず、派手さを狙わず、足元で現れている裁判例をコツコツと取り上げる地道な研究」とか、「特に目立つところのない『普通の裁判例』も、それが重要な論点を含む限りは、分け隔てなく取り上げ、実務的に手堅い内容とすることを旨とする」などと記したとおりであって、今期も変わるところはない。

ただ、今期においては、裁判例の研究に加えて、「最新実務の動向」と「海外法務事情」と題する2つの欄を新設し、それぞれにつき研究成果を公表することとした。これは、先端的な法的論点に裁判所が関わる度合いが相対的に少ないという日本の国情（たとえば、世界を見渡せば、コロナ禍が提起する実に様々な法的問題について、多くの訴訟が提起され、裁判所がルール具体化や形成に関わり、Covid-19法務に特化した専門誌が刊行されている国もある一方で、わが国のお国柄は良くも悪くもそうではない）を踏まえると、判例研究という手法だけでは、キャッシュレス取引に関する立法政策上・法解釈上の先端的な課題に対応することは困難であるので、前記の2つの欄を設けることにより、こうした方面にも、研究会活動の幅を広げようという意図によるものである。もとより、こうした研究課題に全面的に対応することには、判例研究を主眼とする本研究会の趣旨・態勢から限界があるとしても、可能な範囲で（つまり、每期ではなく、随時掲載という仕方）、そうした課題に関わる論稿を公表していくことは有意義であると考えた次第である。

新設の2つの欄のうち「最新実務の動向」は、キャッシュレス取引に関する実務上喫緊の課題についての考察を提示することを狙いとする（立法についての概説的解説の類は、他誌に譲る）。次に、「海外法務事情」は、日本における立法政策・法解釈上の課題を意識しつつ、その解決に短・中期的に参考になるような外国法のトピックに焦点を当てたクリアカットな

論稿を読者に提供しようとするものである。

抱負は、それを述べるだけであれば、まさしく「言うは易くして」の類であって、実際に前記の趣旨に叶う作品を生み出すことは、「行うは難」き仕事である。掲げた抱負に副いいうる論稿を掲載できるよう、せいぜい努力してまいりたい。

キャッシュレス取引判例研究会会員

- 〔座長〕 山本 豊（京都大学名誉教授）  
渡辺 達徳（東北大学名誉教授）  
尾島 茂樹（金沢大学大学院法学研究科教授）  
小塚 莊一郎（学習院大学法学部教授）  
白石 大（早稲田大学法学学術院教授）  
片岡 義広（片岡総合法律事務所所長弁護士）  
二村 浩一（山下・柘・二村法律事務所弁護士）  
高松 志直（片岡総合法律事務所弁護士）  
永井 隆光（山下・柘・二村法律事務所弁護士）  
前田 竣（片岡総合法律事務所弁護士）  
吉元 利行（現代ビジネス法研究所代表）